

平成25年 6 月10日開会

平成25年 6 月徳島県議会定例会議案及び議案説明書

目 次

第 1 号	平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）	1頁
第 2 号	徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	5
第 3 号	徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の 公営に関する条例の一部改正について	7
第 4 号	過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について	9
第 5 号	企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について	11
第 6 号	徳島県新しい公共支援基金条例の廃止について	13
第 7 号	徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について	15
第 8 号	徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部改正について	17
第 9 号	徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について	19
第 10 号	徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について	21
第 11 号	損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について	23
第 12 号	関西広域連合規約の一部変更に関する協議について	25
第 13 号	上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について	27
第 14 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画の認可に係る専決処分の承認について	29
報告第 1 号	平成24年度徳島県継続費繰越計算書について	31
報告第 2 号	平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について	33
報告第 3 号	平成24年度徳島県事故繰越し繰越計算書について	41
報告第 4 号	平成24年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について	43
報告第 5 号	平成24年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について	45
報告第 6 号	平成24年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について	47

報告第7号	平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について	49頁
報告第8号	訴えの提起に係る専決処分の報告について	51
報告第9号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	53
報告第10号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	55
報告第11号	損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	57
補正予算説明		
1	平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）説明書	61
(1)	歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書	61
1	総括	61
2	歳入	65
3	歳出	73
(2)	補正予算（第1号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書	99

第 1 号

平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）

平成25年度徳島県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,042,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ463,117,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成25年6月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 53,294,476	千円 440,131	千円 53,734,607
	2 国庫補助金	23,096,873	433,113	23,529,986
	3 委託金	1,524,727	7,018	1,531,745
10 財産収入		860,202	1,000	861,202
	1 財産運用収入	518,093	1,000	519,093
12 繰入金		91,810,827	527,979	92,338,806

	2 基金繰入金	35,496,961	527,979	36,024,940
13 繰越金		1,000,000	73,760	1,073,760
	1 繰越金	1,000,000	73,760	1,073,760
歳入合計		462,075,000	1,042,870	463,117,870

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 21,997,308	千円 63,335	千円 22,060,643
	1 総務管理費	11,188,514	10,335	11,198,849
	2 企画費	3,992,228	52,000	4,044,228
	6 防災費	1,185,544	1,000	1,186,544
3 民生費		57,734,665	335,694	58,070,359
	1 社会福祉費	42,148,492	236,300	42,384,792
	2 児童福祉費	9,637,647	99,394	9,737,041
4 衛生費		23,852,635	438,600	24,291,235
	1 公衆衛生費	5,856,819	42,600	5,899,419
	2 環境衛生費	2,530,932	64,000	2,594,932

	4 医 薬 費	9,049,784	332,000	9,381,784
5 労 働 費		6,785,236	83,000	6,868,236
	1 労 政 費	5,631,836	83,000	5,714,836
6 農 林 水 産 業 費		31,951,079	49,613	32,000,692
	2 園 芸 費	659,923	21,500	681,423
	4 農 地 費	8,167,614	1,000	8,168,614
	5 林 業 費	16,076,025	4,113	16,080,138
	6 水 産 業 費	1,871,016	23,000	1,894,016
7 商 工 費		59,072,617	1,260	59,073,877
	3 観 光 費	1,085,648	1,260	1,086,908
8 土 木 費		40,608,005	57,350	40,665,355
	3 河 川 海 岸 費	9,842,451	40,000	9,882,451
	4 港 湾 費	3,089,018	10,000	3,099,018
	6 住 宅 費	1,277,161	7,350	1,284,511
10 教 育 費		83,595,021	14,018	83,609,039
	1 教 育 総 務 費	11,157,910	4,800	11,162,710
	6 社 会 教 育 費	2,249,548	2,040	2,251,588

	7 保 健 体 育 費	844,328	7,178	851,506
歳 出	合 計	462,075,000	1,042,870	463,117,870

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
医療施設耐震化整備事業に係る補助金交付指令	自 平成26年度 至 平成27年度	334,000千円
地域医療再生計画事業に係る補助金交付指令	自 平成26年度 至 平成27年度	650,000千円

第二号

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県動物の愛護及び管理に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十三年徳島県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「主な取扱者」を「管理責任者」に改める。

第十八条中「第二十四条第一項」の下に「(法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条第六項中「第三十五条第二項」を「第三十五条第三項」に、「同条第一項」を「同条第一項本文」に改める。

第二十二條第一項第一号中「第十条」を「第十条第一項」に改め、同項第七号中「第三十五条第一項」を「第三十五条第一項本文」に改め、同項第八号中「第三十五条第一項(同条第二項)」を「第三十五条第一項本文(同条第三項)」に改める。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十四年徳島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第十七号中「第二十四条第一項」の下に「(同法第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、「第三十五条第一項(同条第二項)」を「第三十五条第一項本文(同条第三項)」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第三号

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

徳島県議会の議員及び徳島県知事の選挙における自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成五年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の二」を「第四百三十三条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第四号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「内にあつては租税特別措置法施行令」を「のうち租税特別措置法施行令」に、「第六条の三第二項第一号ロ又は第二十八条の九第一項第一号ロ」を「第六条の三第三項又は第二十八条の九第三項に規定する区域内にあつては同令第六条の三第一項第一号イ又は第二十八条の九第一項第一号イ」に、「第六条の三第五項第二号又は第二十八条の九第五項第二号」を「第六条の三第四項第一号又は第二十八条の九第四項第一号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

租税特別措置法施行令等の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第五号

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正について

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進に係る同意集積区域内における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第二条の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十條の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、同意集積区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第六号

徳島県新しい公共支援基金条例の廃止について

徳島県新しい公共支援基金条例を廃止する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県新しい公共支援基金条例を廃止する条例

徳島県新しい公共支援基金条例（平成二十三年徳島県条例第一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十五年十月一日から施行する。

提案理由

新しい公共支援事業が平成二十五年九月三十日に終了することに伴い、徳島県新しい公共支援基金を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第七号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部改正について

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第七条第一項」の下に「及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項」を加え、同条に次の二項を加える。

- 3 審議会の組織及び運営については、社会福祉法第八条から第十二条まで並びに社会福祉法施行令（昭和三十二年政令第百八十五号）第二条及び第三条に定めるもののほか、次条から第七条までに定めるところによる。

第五条第七項中「第二項から第五項まで」を「第三項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第一項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号に掲げる事務については、児童福祉専門分科会が処理する。

第六条第二項中「前条第一項から第六項まで」を「前条第二項から第七項まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法が制定され、県が県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとする際に意見を聴く等のための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされたことに鑑み、徳島県社会福祉審議会をこれに充てる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第八号

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部改正について

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成二十年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の規定は、平成二十五年四月一日から適用する。

提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部が改正されたことに伴い、病床転換支援金を納付する市町村に係る徳島県国民健康保険調整交付金の特例を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第九号

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和三十五年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第二十一条の」を「第三十条の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

福島復興再生特別措置法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第十号

徳島県地方警察職員定員条例の一部改正について

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年六月十日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

「	四三三人	「	四三四人
第三条第二項中	四三六人	を	四三七人
	四四八人		四四九人
	一、五三三人」		一、五三五人」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

警察法施行令の一部が改正され、地方警察職員たる警察官の都道府県警察としての定員の基準が改められたことに伴い、本県警察官の定員を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

第 11 号

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について

民事訴訟法第89条の規定による訴訟上の和解の勧告に従い、次のとおり、県の義務に属する損害賠償の額を決定し、和解する。

平成 25 年 6 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

被告徳島県は、原告と、平成24年（ワ）第389号 損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定に基づき平成25年5月7日徳島地方裁判所から提示された和解勧告に応じて、損害賠償の額を決定し、和解することにより、本事件を終結するものとする。

和解勧告の内容

- 1 被告は、原告に対し、本件事故に基づく損害賠償として、金500万円の支払義務があることを認める。
- 2 被告は、原告に対し、前項の金員を支払う。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

提案理由

損害賠償請求に関する訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 12 号

関西広域連合規約の一部変更に関する協議について

関西広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて関係地方公共団体と協議する。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合規約の一部を改正する規約

関西広域連合規約（平成22年12月1日総行市第250号総務大臣許可）の一部を次のように改正する。

第8条中「20人」を「36人」に改める。

第9条第2項中「それぞれの構成団体について1人に、次の各号に掲げる構成団体の区分に応じ、当該各号に定める人数を加えた人数」を「第1号に定める人数（以下本項において「府県域定数」という。）を基準として、第2号に定める人数」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) それぞれの構成府県の区域について2人に、次に掲げる構成府県の区分に応じ、それぞれ次に定める人数を加えた人数

ア 人口（地方自治法第254条に規定する人口をいう。以下本号において同じ。）250万未満の構成府県 2人

イ 人口250万以上500万未満の構成府県 4人

ウ 人口500万以上750万未満の構成府県 6人

エ 人口750万以上の構成府県 8人

(2) 次の表の左欄に掲げる構成団体ごとに、それぞれ同表の右欄に定める人数

構 成 団 体	人 数
構成指定都市を包括する構成府県	当該構成府県の府県域定数から包括する構成指定都市の人数を減じた人数
上記以外の構成府県	当該構成府県の府県域定数に相当する人数

構成指定都市	次に掲げる構成指定都市の区分に応じ、それぞれ次に定める人数 ア 大阪市 3人 イ 京都市、堺市及び神戸市 2人
--------	---

第9条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる構成団体については、前項の規定にかかわらず、その議会ごとに選挙する広域連合議員の人数は、同項の規定による人数から当該各号に定める人数を減じた人数とする。

(1) 第4条第2項の規定により、広域連合が処理することとされている同条第1項第2号から第8号までに掲げる事務の数が3以下となる構成団体 1人

(2) 構成団体間の均衡又は国の地方行政機関の管轄区域を考慮して定めた次に掲げる構成団体 1人

ア 兵庫県

イ 鳥取県

ウ 徳島県

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、総務大臣の許可のあった日から施行する。

(広域連合議員の人数に係る経過措置)

2 この規約の施行の際現に広域連合議員である者の人数が改正後の第9条の規定による人数を超えることとなる構成団体の広域連合議員の人数は、当該構成団体の議会において同条の規定による選挙が行われるまでの間、なお従前の例による。この場合における広域連合議員の定数は、改正後の第8条の規定にかかわらず、36人に当該超えることとなる広域連合議員の人数を加えた人数とする。

提案理由

地方自治法第291条の3第1項の規定により、関西広域連合の規約の一部を変更するに当たり、同法第291条の11の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 13 号

上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成25年4月18日言渡され、同月19日送達された高松高等裁判所平成23年（ネ）第358号損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

平成 25 年 5 月 1 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 上告人兼上告受理申立人 徳島県
- 2 被上告人兼相手方

3 原 判 決 の 表 示

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、各11万円及びこれに対する平成20年10月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は第1, 2審を通じてこれを2分し、その1を控訴人らの負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

4 上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

5 上告受理の申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

提案理由

高松高等裁判所平成23年（ネ）第358号損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

第 14 号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画の認可に係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，承認を求める。

平成 25 年 6 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画の認可について

別冊の地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画を認可する。

平成 25 年 4 月 1 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

地方独立行政法人徳島県鳴門病院中期計画の認可について，地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので，同条第3項の規定により報告し，その承認を求める必要がある。これが，この案件を提出する理由である。

報告第1号

平成24年度徳島県継続費繰越計算書について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成24年度徳島県継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県継続費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	継続費額	平成24年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度通 次繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予 計 上 額	前年度通 次繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国支出金	地方債	その他
8 土木費	2 道橋りょう費	園瀬橋 上部工架設事業	円 450,000,000	円 100,000,000	円 150,000,000	円 250,000,000	円 190,000,000	円 60,000,000	円 60,000,000	円 33,000,000	円 27,000,000	円	
		加賀須野橋 上部工架設事業	円 1,800,000,000	円 940,000,000		円 940,000,000	円 376,000,000	円 564,000,000	円 564,000,000	円 394,800,000	円 169,200,000		

報告第2号

平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により，平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県繰越明許費繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	行政情報化推進費	214,009,000	2,968,200					2,968,200
		出納事務費	114,004,000	1,575,000					1,575,000
		本庁庁舎等管理費	1,208,721,000	835,110,000	(繰入金) 32,000,000		684,000,000		119,110,000
	6 防災費	防災対策指導費	217,766,000	58,978,000	(繰入金) 38,000,000	2,232,000			18,746,000
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設整備事業費	767,013,000	272,529,000	(繰入金) 181,686,000				90,843,000
		老人福祉施設整備事業費	823,096,000	52,200,000	(繰入金) 52,200,000				
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備事業費	836,156,000	632,008,000	(繰入金) 632,008,000				

4 衛生費	2 環境衛生費	一般環境対策費	1,470,599,000	307,081,000	(繰入金) 307,081,000					
		自然公園等施設整備事業費	13,000,000	6,600,000	(繰入金) 3,480,000	2,970,000			150,000	
		自然公園等維持費	27,772,000	1,000,000						1,000,000
		廃棄物処理施設管理指導費	77,196,000	2,419,000	(繰入金) 2,000,000					419,000
		生活環境整備指導費	76,773,000	16,394,000						16,394,000
6 農林水産業費	3 畜産業費	畜産環境対策費	108,577,000	38,825,000		38,825,000				
	4 農地費	県営かんがい排水事業費	119,183,000	98,610,000	(分,負) 21,862,000	48,000,000	26,000,000	(分,負) 2,138,000	610,000	
		団体営土地改良事業費	208,050,000	57,050,000		57,050,000				
		県単独土地改良事業費	146,754,000	34,258,000					34,258,000	
		基幹農道整備事業費	255,671,000	38,307,000	(分,負) 3,225,000	18,750,000	15,000,000		1,332,000	
		広域営農団地農道整備事業費	729,362,000	373,968,000	(分,負) 34,925,950	215,915,000	119,000,000	(分,負) 2,139,050	1,988,000	
		県営農道整備事業費	50,828,000	26,361,000	(分,負) 6,525,000	13,050,000	6,000,000		786,000	
		中山間地域農村活性化総合整備事業費	604,794,000	327,555,000	(分,負) 30,593,000	189,122,000	87,000,000	(分,負) 9,720,411	11,119,589	
		農業集落排水整備事業費	50,597,000	1,250,000		1,250,000				
		経営体育成基盤整備事業費	571,791,000	357,649,000	(分,負) 75,475,000	175,500,000	99,000,000	(分,負) 3,500,000	4,174,000	
農業水利施設保全対策事業費	69,353,000	40,449,000	(諸収入) 9,950,000	19,900,000	9,000,000		1,599,000			

		基盤整備促進事業費	162,056,000	102,453,000		93,575,000			8,878,000
		農業水利施設保全合理化事業費	466,145,000	456,145,000	(諸収入) 18,250,000	297,680,000	82,000,000	(諸収入) 58,215,000	
		耕地地すべり防止事業費	651,504,000	291,585,000		141,750,000	148,000,000		1,835,000
		湛水防除事業費	174,808,000	110,000,000		55,000,000	34,000,000	(分,負) 16,500,000	4,500,000
		県営老朽ため池等整備事業費	228,029,000	124,700,000	(分,負) 14,940,000	64,550,000	42,000,000		3,210,000
		地盤沈下対策事業費	112,930,000	65,850,000	(分,負) 3,408,000	34,400,000	27,000,000	(分,負) 420,000	622,000
		国営付帯県営農地防災事業費	159,191,000	59,500,000	(分,負) 8,850,000	29,500,000	19,000,000		2,150,000
		震災対策農業水利施設整備事業費	872,300,000	842,300,000		832,300,000	10,000,000		
		地籍調査費	786,440,000	144,037,500		96,025,000			48,012,500
	5 林 業 費	森林整備加速化・林業飛躍事業費	4,861,855,000	347,919,110	(繰入金) 344,745,640				3,173,470
		木材需要拡大奨励費	74,085,000	25,366,000		25,092,000			274,000
		林業力倍增基盤整備促進事業費	162,800,000	30,383,000		22,789,000			7,594,000
		森林環境保全整備事業費	1,010,511,000	795,048,000		573,426,000	113,000,000		108,622,000
		森林基盤整備事業費	3,343,684,000	1,843,578,000	(分,負) 45,494,500 (県債) 180,000,000	1,203,973,500	384,000,000	(分,負) 1,284,000	28,826,000
		県単独林道事業費	70,715,000	5,996,000					5,996,000
		治山事業費	3,262,301,000	2,134,874,000	(県債) 310,000,000	1,034,237,000	760,000,000		30,637,000

		林野地すべり防止事業費	873,607,000	522,986,000		253,194,000	266,000,000		3,792,000
		県単独治山事業費	59,678,000	5,082,000			4,000,000		1,082,000
	6 水産業費	県管理漁港維持補修費	31,133,000	10,968,298					10,968,298
		地域水産物供給基盤整備事業費	303,680,000	173,491,900	(分,負) 24,025,666	85,805,950	63,000,000		660,284
		広域漁港整備事業費	627,600,000	516,773,800	(分,負) 21,257,300	355,226,580	135,000,000		5,289,920
		水産物供給基盤機能保全事業費	132,240,000	113,717,650	(分,負) 15,500,471	55,358,825	40,000,000		2,858,354
		水域環境保全創造事業費	259,400,000	228,290,000		113,045,000	114,000,000		1,245,000
		漁港海岸保全施設整備事業費	433,100,000	400,725,950		198,312,975	200,000,000		2,412,975
		県単独漁港漁場整備事業費	16,331,000	5,000,000					5,000,000
		水産基盤整備調査事業費	3,700,000	2,571,550					2,571,550
8 土木費	1 土木管理費	建築基準法等施行費	41,670,000	650,000		400,000			250,000
	2 道路橋りょう費	道路関係市町村指導監督事務費	9,031,000	1,500,000		1,500,000			
		道路維持修繕費	1,988,126,000	546,737,000				(諸収入) 20,000,000	526,737,000
		道路災害防除事業費	369,000,000	307,495,000		153,495,000	154,000,000		
		道路局部改良事業費	318,700,000	82,612,000	(分,負) 12,019,595			(分,負) 297,323	70,295,082
		路側整備事業費	220,000,000	40,922,000	(繰入金) 37,500,000		2,000,000		1,422,000

	道路改築事業費	2,631,950,000	1,347,955,000	(県債) 170,000,000	740,109,819	432,000,000		5,845,181
	緊急地方道路整備事業費	16,886,320,000	10,506,898,957	(繰入金) 56,000,000 (県債) 1,150,000,000	7,206,176,181	2,006,800,000	(諸収入) 11,602,957	76,319,819
	交通安全対策事業費	701,138,000	230,811,000	(反則金) 5,991,000 (分,負) 70,245	101,010,000	106,000,000		17,739,755
	橋りょう修繕費	224,000,000	107,300,000			57,000,000		50,300,000
3 河川海岸費	河川海岸維持修繕費	435,136,000	158,479,000					158,479,000
	河川特殊改良事業費	157,700,000	78,636,000			13,000,000		65,636,000
	広域河川改修事業費	1,650,400,000	1,303,269,000	(繰入金) 11,813,000 (諸収入) 18,678,000 (県債) 100,000,000	630,778,000	531,000,000		11,000,000
	総合流域防災事業費	4,642,876,000	3,633,322,000	(繰入金) 7,059,000 (諸収入) 27,050,000 (県債) 554,000,000	1,781,922,000	1,240,000,000		23,291,000
	地震・高潮対策河川事業費	664,000,000	576,604,000	(県債) 90,000,000	283,604,000	203,000,000		
	堰堤改良事業費	397,608,000	301,087,000	(繰入金) 44,147,000	109,391,000	138,000,000	(諸収入) 5,871,000	3,678,000
	河川管理施設長寿命化事業費	598,000,000	443,048,000		217,523,000	221,000,000		4,525,000
	通常砂防事業費	805,100,000	529,293,000		261,941,000	258,000,000		9,352,000
	地すべり対策事業費	1,328,900,000	607,799,000		302,614,000	304,000,000		1,185,000
	急傾斜地崩壊対策事業費	986,225,000	592,372,000	(分,負) 33,292,000	272,749,000	276,000,000	(分,負) 3,985,000	6,346,000

		県単独砂防事業費	150,700,000	88,356,000	(分,負) 5,378,383		77,000,000		5,977,617
		砂防維持修繕費	28,100,000	13,116,000					13,116,000
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	30,000,000	26,825,000			23,000,000		3,825,000
		災害防止対策緊急事業費	100,000,000	51,900,000					51,900,000
		海岸侵食対策事業費	221,000,000	106,581,000		51,890,000	52,000,000		2,691,000
		津波・高潮危機管理対策緊急事業費	474,000,000	247,000,000		123,000,000	124,000,000		
	4 港 湾 費	港湾海岸施設維持補修費	275,000,000	121,550,000					121,550,000
		県単独港湾整備事業費	214,000,000	31,700,000					31,700,000
		港湾改修事業費	242,951,000	148,855,000	(分,負) 10,078,110	67,392,935	54,000,000	(分,負) 11,722,125	5,661,830
		港湾海岸保全施設整備事業費	695,012,000	587,550,000		286,709,188	298,000,000		2,840,812
		港湾環境整備事業費	78,750,000	60,900,000		19,996,284	30,000,000	(分,負) 8,998,328	1,905,388
		港湾補修事業費	493,273,000	449,980,000		148,528,050	217,000,000		84,451,950
		港湾施設長寿命化修繕計画策定事業費	42,730,000	7,450,000		2,970,880			4,479,120
	5 都 市 計 画 費	都市計画事業指導監督事務費	14,320,000	2,780,000		2,780,000			
		街路事業費	1,020,400,000	504,377,000	(分,負) 102,004 (繰入金) 16,000,000	246,945,000	189,000,000	(分,負) 50,052,072	2,277,924
		鉄道高架事業費	29,603,000	14,710,000		7,353,000	3,000,000	(分,負) 3,676,138	680,862

		緊急地方道路整備事業費	625,632,000	192,780,000	(分,負) 8,349,132	155,514,000	16,000,000	(分,負) 10,782,093	2,134,775
		公園整備事業費	2,775,142,000	1,958,320,000	(繰入金) 4,120,000	967,302,000	986,000,000		898,000
		公園維持修繕費	420,472,000	4,310,000					4,310,000
	6 住宅費	県営住宅建設事業費	723,020,000	439,810,350	(繰入金) 96,000,000	74,050,000	269,000,000		760,350
		木造住宅振興費	251,365,000	139,042,500	(繰入金) 66,000,000	59,470,000			13,572,500
9 警察費	1 警察管理費	自動車運転免許センター等整備事業費	165,000,000	54,767,055	(繰入金) 14,000,000				40,767,055
	2 警察活動費	交通安全施設整備事業費	758,449,000	11,446,000		5,723,000			5,723,000
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備事業費	2,191,123,000	1,192,991,000	(繰入金) 100,000,000	3,391,000	1,006,000,000		83,600,000
	5 特別支援学校費	特別支援学校施設整備事業費	1,145,943,000	603,347,500	(繰入金) 30,000,000	198,131,000	375,000,000		216,500
	6 社会教育費	博物館運営費	41,270,000	1,626,135					1,626,135
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	過年発生災害林道復旧事業費	80,517,000	5,310,000		5,310,000			
		現年発生災害林道復旧事業費	34,139,000	18,029,000		17,751,000			278,000
	2 土木施設災害復旧費	現年発生河川等施設災害復旧事業費	301,069,000	141,014,000		90,223,000	49,000,000		1,791,000
		過年発生港湾施設災害復旧事業費	320,296,000	269,500,000		173,410,002	87,000,000		9,089,998
		市町村災害復旧事業監督事務費	6,500,000	1,300,000		1,300,000			

2 特別会計										
款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国支出金	地方債	その他		
1	公用地公共用地 取得事業費	1 公用地公共用地 取得事業費	公用地公共用地取得事業費	円 655,000,000	円 24,894,603	(繰入金) 円 24,894,603	円	円	円	円
1	流域下水道 事業費	1 旧吉野川流域 下水道事業費	旧吉野川流域下水道建設事業費	69,604,000	59,340,000	(分,負) 3,140,653 (繰入金) 325,750	28,009,500	17,000,000	(分,負) 10,864,097	
1	港湾等 整備事業費	1 港湾等 整備事業費	港湾施設小規模改良事業費	71,718,000	38,019,600	(使,手) 38,019,600				
		2 徳島小松島港 沖洲(外)地区 整備事業費	臨海土地造成事業費	162,479,000	52,000,000			52,000,000		
		3 空港周辺 整備事業費	空港周辺臨海土地造成事業費	43,727,000	37,000,000			37,000,000		

報告第3号

平成24年度徳島県事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令第150条第3項の規定により，平成24年度徳島県事故繰越し繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県事故繰越し繰越計算書

1 一般会計

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出 済額	支出 未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源		
			円	円	円	円	円	円	円	円	
8 土木費	3 河川海岸費	総合流域防災事業費	13,463,000	13,463,000		13,463,000		6,463,000	7,000,000		契約済地上物件の移転未完了のため。

報告第4号

平成24年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成24年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県病院事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成24年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る要する 資産の購入 限度額	
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計				企 業 債	損 益 留 保	勘 定 資 金		
1	資本的 支出	1	建設 改良費	三好病 院棟等 業	円 5,130,000, 000	円 866,883,000	円	円 866,883,000	円 765,012,000	円 101,871,000	円 101,871,000	円 101,000,000	円 871,000	円

報告第5号

平成24年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、平成24年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県電気事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成24年度継続費額			支払義務 発生 (見込)額	残 額	翌年度 繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る要する 資産の購入 限度額
				予 計 上 算 額	前 年 度 繰 越 額	計				営業収益	損 留 益 保 勘 資 定 金		
1	事業用 費用	日野谷 発電機 屋外替 取器業	円 41,655,000	円 4,461,000	円 971,405	円 5,432,405	円 5,357,111	円 75,294	円 75,294	円 75,294	円	円	
1	資本的 支出	日野谷 発電機 屋外替 取器業	625,960,000	427,337,000	88,174,595	515,511,595	464,739,652	50,771,943	50,771,943		50,771,943		

報告第6号

平成24年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成24年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県電気事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	マリンピア沖洲太陽光発電所建設事業	円 650,000,000	円 255,920,595	円 394,079,405	円 394,079,405		円		計画に関する協議が難航したため。
		和田島太陽光発電所建設事業	226,800,000	89,890,600	136,909,400	136,909,400				設計に関する協議が難航したため。
		既設設備改良工事	1,252,943,000	995,829,968	43,358,500	43,358,500	213,754,532			設計に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額に 係る購入	年度繰越額を 要する資産の 額	説明
						営業収益				
1 事業費用	1 営業費用	総合管理事務所 浸水対策 概略設計委託	円 8,162,000	円	円 5,804,295	円 5,804,295	円 2,357,705	円		計画に関する協議 が難航したため。

報告第7号

平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

平成24年度徳島県工業用水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に要する購入限額	説明
						国庫補助金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	吉野川北岸工業用水道改良工事	円 969,702,000	円 261,000,240	円 699,509,094	円 137,666,000	円 561,843,094	円 9,192,666	円	計画に関する協議が難航したため。
		阿南工業用水道改良工事	円 175,906,000	円 106,346,587	円 46,617,105		円 46,617,105	円 22,942,308		設計に関する協議が難航したため。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額	翌年度繰 越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に 係る購入した 資産の額	説明
						営業収益				
1 事業費用	1 営業費用	吉野川北岸 工業用水道 総合管理事務所 浸水対策委託 概略設計	円 1,947,000	円	円 1,384,583	円 1,384,583	円 562,417	円	計画に関する協議 が難航したため。	
		吉野川北岸 工業用水道 鳴門配水本 移設工事	円 11,658,000		円 10,269,009	円 10,269,009	円 1,388,991		計画に関する協議 が難航したため。	
		阿南工業用水 総合管理事務所 浸水対策委託 概略設計	円 891,000		円 633,622	円 633,622	円 257,378		計画に関する協議 が難航したため。	

報告第8号

訴えの提起に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

訴えの提起について

徳島県営住宅の明け渡し等請求に関し，次のとおり訴えを提起する。

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

明け渡し等請求

住 所	氏 名	県営住宅 団地名	入居許可年月日	請求の趣旨	請 求 の 原 因		専決処分年月日
					滞 納 金 額	滞 納 期 間	
		国 府	平成元年12月1日	家屋明け渡し及び家賃、損害金の支払い	円 123,600	平成24年9月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年5月20日

報告第9号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
大阪府大阪市所在 1法人	146,601 ^円	平成24年12月12日	海部郡牟岐町地内	平成25年5月28日
三好市在住 1名	11,845	平成25年1月9日	三好市地内	平成25年5月28日
徳島市所在 1法人	237,000	平成25年1月10日	徳島市地内	平成25年5月28日
美馬市在住 1名	504,184	平成25年1月16日	徳島市地内	平成25年5月28日
阿波市在住 1名	67,699	平成25年1月18日	美馬市地内	平成25年5月28日
徳島市在住 1名	207,475	平成25年2月7日	阿南市地内	平成25年5月28日
阿波市在住 1名	144,911	平成25年2月15日	美馬市地内	平成25年5月28日

美馬郡つるぎ町在住 1名	50,652	平成24年12月10日	美馬市地内	平成25年 5月29日
阿南市在住 1名	44,000	平成25年 2月 1日	徳島市地内	平成25年 5月29日
板野郡北島町在住 1名	57,600	平成25年 3月 1日	板野郡藍住町地内	平成25年 5月29日
徳島市在住 1名	446,633	平成25年 3月 3日	徳島市地内	平成25年 5月29日

報告第10号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
名西郡神山町在住 1名	円 25,000	平成24年7月8日	名西郡神山町地内 (国道438号)	平成25年3月29日
勝浦郡勝浦町在住 1名	24,000	平成24年9月26日	徳島市地内 (県道新浜勝浦線)	平成25年3月29日
那賀郡那賀町在住 1名	115,000	平成24年11月5日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年3月29日
徳島市所在 1法人	7,000	平成24年12月10日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年3月29日
大阪府大阪市在住 1名	123,000	平成24年12月26日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成25年3月29日
那賀郡那賀町所在 1法人	98,000	平成25年1月14日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年3月29日
勝浦郡勝浦町所在 1法人	190,000	平成25年1月27日	勝浦郡勝浦町地内 (県道徳島上那賀線)	平成25年3月29日

那賀郡那賀町所在 1 法人	159,000	平成25年 1 月30日	那賀郡那賀町地内 (県道日和佐上那賀線)	平成25年 3 月29日
那賀郡那賀町在住 1 名	103,000	平成25年 2 月 3 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年 3 月29日
那賀郡那賀町所在 1 法人	273,000	平成25年 2 月 4 日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年 3 月29日
岡山県倉敷市在住 1 名	81,000	平成24年 8 月 5 日	美馬郡つるぎ町地内 (国道438号)	平成25年 5 月14日
徳島市在住 1 名	125,000	平成24年 9 月17日	名西郡神山町地内 (県道神山鮎喰線)	平成25年 5 月14日
三好市在住 1 名	121,000	平成25年 2 月23日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成25年 5 月14日
香川県観音寺市在住 1 名	274,000	平成25年 2 月28日	三好市地内 (県道山城東祖谷山線)	平成25年 5 月14日
那賀郡那賀町在住 1 名	41,000	平成25年 3 月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年 5 月14日
那賀郡那賀町在住 1 名	320,000	平成25年 3 月16日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成25年 5 月14日
那賀郡那賀町在住 1 名	92,000	平成25年 3 月27日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成25年 5 月14日

報告第11号

損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成25年6月10日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

捜査活動に伴う物損事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
岡山県久米郡美咲町在住 1名	円 50,000	平成25年2月28日	三好市地内	平成25年5月29日

補 正 予 算 説 明 書

平成25年度徳島県一般会計補正予算（第1号）説明書

歳入歳出補正予算（第1号）事項別明細書

（単位 千円）

1 総括
（歳入）

款	補正前の額	補正額	計	頁
01 県 税	66,500,000	—	66,500,000	—
02 地方消費税清算金	14,787,000	—	14,787,000	—
03 地方譲与税	9,242,000	—	9,242,000	—
04 地方特例交付金	130,000	—	130,000	—
05 地方交付税	140,000,000	—	140,000,000	—
06 交通安全対策特別交付金	290,000	—	290,000	—
07 分担金及び負担金	1,033,154	—	1,033,154	—
08 使用料及び手数料	3,966,294	—	3,966,294	—

款	補正前の額	補正額	計	頁
09 国庫支出金	53,294,476	440,131	53,734,607	65
10 財産収入	860,202	1,000	861,202	67
11 寄附金	13,229	—	13,229	—
12 繰入金	91,810,827	527,979	92,338,806	69
13 繰越金	1,000,000	73,760	1,073,760	71
14 諸収入	13,803,818	—	13,803,818	—
15 県債	65,344,000	—	65,344,000	—
歳入合計	462,075,000	1,042,870	463,117,870	—

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				頁
				特 定 財 源			一 般 財 源	
				国 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
01 議 会 費	980,433	—	980,433				—	
02 総 務 費	21,997,308	63,335	22,060,643	50,000		6,335	7,000	73
03 民 生 費	57,734,665	335,694	58,070,359	40,000		295,694		77
04 衛 生 費	23,852,635	438,600	24,291,235	330,000		68,600	40,000	79
05 労 働 費	6,785,236	83,000	6,868,236			83,000		83
06 農 林 水 産 業 費	31,951,079	49,613	32,000,692	13,113		11,000	25,500	85
07 商 工 費	59,072,617	1,260	59,073,877				1,260	89
08 土 木 費	40,608,005	57,350	40,665,355			57,350		91
09 警 察 費	22,013,219	—	22,013,219					—

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				頁
				特定財源			一般財源	
				国支出金	地方債	その他		
10 教育費	83,595,021	14,018	83,609,039	7,018		7,000		95
11 災害復旧費	9,799,682	—	9,799,682					—
12 公債費	86,995,123	—	86,995,123					—
13 諸支出金	16,539,977	—	16,539,977					—
14 予備費	150,000	—	150,000					—
財源振替	0	0	0			繰越金 73,760	△73,760	—
歳出合計	462,075,000	1,042,870	463,117,870	440,131		602,739	0	—

2 歳 入

(款) 09 国庫支出金

(項) 02 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 総務費国庫補助金	21,750	50,000	71,750	01 国庫補助費金	50,000	地域経済循環創造事業交付金(定額) 50,000
02 民生費国庫補助金	1,289,728	40,000	1,329,728	01 社会福祉費金	40,000	地域福祉推進費(10/10) 40,000
03 衛生費国庫補助金	986,607	330,000	1,316,607	04 医薬費金	330,000	医療施設耐震化臨時特例費(定額) 330,000
05 農林水産業費国庫補助金	6,936,488	13,113	6,949,601	02 園芸補助費金	9,000	食育推進費(定額) 1,000
						園芸振興指導費(定額) 8,000
				05 林業補助費金	4,113	森林計画編成事業費(定額) 4,113
計	23,096,873	433,113	23,529,986			

(項) 03 委 託 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
08 教 育 費 委 託 金	66,777	7,018	73,795	02 保 健 体 育 費 金	4,978	県民総体育推進費 4,978
				03 社 会 教 育 費 金	2,040	防災キャンプ推進費 2,040
計	1,524,727	7,018	1,531,745			

(款) 10 財 産 収 入

(項) 01 財 産 運 用 収 入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 利 子 及 び 配 当 金	333,311	1,000	334,311	01 利子及び配当金	1,000	医療施設耐震化臨時特例基金積立金利息 1,000
計	518,093	1,000	519,093			

(款) 12 繰 入 金

(項) 02 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
02 消費者行政活性化基金 繰 入 金	36,719	33,585	70,304	01 消費者行政 活性化基 金繰入金	33,585	
04 二十一世紀創造基金 繰 入 金	8,358,856	121,000	8,479,856	01 二十一世紀創造 基金繰入金	121,000	
09 安心こども基金繰入金	985,717	99,394	1,085,111	01 安心こども基金 繰 入 金	99,394	
12 地域医療再生基金 繰 入 金	5,148,754	1,000	5,149,754	01 地域医療再生 基金繰入金	1,000	
15 介護基盤緊急整備等臨時 特例基金繰入金	710,000	100,000	810,000	01 介護基盤緊急 整備等臨時 特例基金繰入金	100,000	
16 介護職員処遇改善等臨時 特例基金繰入金	42,578	90,000	132,578	01 介護職員処遇 改善等臨時 特例基金繰入金	90,000	
20 緊急雇用創出事業臨時 特例基金繰入金	2,918,289	83,000	3,001,289	01 緊急雇用創出 事業臨時 特例基金繰入金	83,000	
計	35,496,961	527,979	36,024,940			

(款) 13 繰 越 金

(項) 01 繰 越 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
01 繰 越 金	1,000,000	73,760	1,073,760	01 繰 越 金	73,760	
計	1,000,000	73,760	1,073,760			

3 歳 出

(款) 02 総 務 費

(項) 01 総 務 管 理 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
04 広 報 費	184,817	4,000	188,817				4,000	09 旅 費	50	1 広報費	4,000
								12 役 務 費	3,950		
13 消 費 者 行政推進費	88,128	6,335	94,463			繰入金 6,335		08 報 償 費	480	1 消費者行政推進費 消費者行政活性化補助金 事務費	6,335 5,267 1,068
								09 旅 費	240		
								11 需 用 費	300		
								14 使用料及び 賃借料	48		
								19 負担金、補助 及び交付金	5,267		
計	11,188,514	10,335	11,198,849			6,335	4,000				

(項) 02 企 画 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 企画総務費	1,238,744	52,000	1,290,744	50,000			2,000	09 旅 費	216	1 企画調整費 52,000 地域経済循環創造事業費補助金 50,000 事務費 2,000
								11 需 用 費	1,584	
								13 委 託 料	200	
								19 負担金、補助 及び交付金	50,000	
計	3,992,228	52,000	4,044,228	50,000			2,000			

(項) 06 防 災 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節 分		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 防災総務費	1,109,014	1,000	1,110,014				1,000	08 報 償 費	200	1 防災対策指導費 1,000
								09 旅 費	80	
								11 需 用 費	400	
								14 使用料及び 賃借料	320	
計	1,185,544	1,000	1,186,544				1,000			

(款) 03 民 生 費

(項) 01 社会福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 社会福祉費 総務費	2,004,759	40,000	2,044,759	40,000				09 旅 費	120	1 社会福祉振興対策費 40,000
								11 需 用 費	10	
								13 委 託 料	39,800	
								14 使用料及び 賃借料	70	
02 障害者 福祉費	5,486,024	6,300	5,492,324			繰入金 6,300		13 委 託 料	6,300	1 障害者社会参加促進費 6,300
03 老人福祉費	25,232,551	190,000	25,422,551			繰入金 190,000		19 負担金、補助 及び交付金	190,000	1 要援護老人対策費
										地域支え合い体制づくり事業費補助金 100,000
										2 介護保険対策費 施設開設準備等特別対策費補助金 90,000
計	42,148,492	236,300	42,384,792	40,000		196,300				

(項) 02 児童福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
01 児童福祉 総務費	4,208,901	8,000	4,216,901			繰入金 8,000		19 負担金、補助 及び交付金	8,000	1 児童虐待防止等対策費 児童虐待対応強化費補助金 8,000
04 児童福祉 施設費	957,539	91,394	1,048,933			繰入金 91,394		19 負担金、補助 及び交付金	91,394	1 児童福祉施設整備事業費 91,394 保育所整備事業費補助金 79,544 子育て支援拠点施設整備事業費補助金 11,850
計	9,637,647	99,394	9,737,041			99,394				

(款) 04 衛 生 費

(項) 01 公衆衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 公衆衛生費 総務費	1,894,891	2,600	1,897,491			繰入金 2,600		11 需用費	2,600	1 栄養改善指導費 2,600
03 予 防 費	2,312,504	40,000	2,352,504				40,000	11 需用費	40,000	1 感染症予防費 40,000
計	5,856,819	42,600	5,899,419			2,600	40,000			

(項) 02 環境衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
03 環境衛生費 指 導 費	1,043,652	4,000	1,047,652			繰入金 4,000		13 委 託 料	4,000	1 一般環境対策費 4,000
04 公害対策費	179,095	60,000	239,095			繰入金 60,000		13 委 託 料	42,314	1 大気汚染対策費 60,000
								18 備品購入費	17,686	
計	2,530,932	64,000	2,594,932			64,000				

(項) 04 医 薬 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 医 務 費	7,749,962	332,000	8,081,962	330,000		財収 1,000 繰入金 1,000		09 旅 費	50	1 医療衛生費 医療施設耐震化臨時特例基金積立金 331,000 2 地方独立行政法人徳島県鳴門病院設立 運営費 1,000
								11 需 用 費	50	
								12 役 務 費	50	
								13 委 託 料	850	
								25 積 立 金	331,000	
計	9,049,784	332,000	9,381,784	330,000		2,000				

(款) 05 労働費

(項) 01 労政費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
01 労政総務費	5,526,319	83,000	5,609,319			繰入金 83,000		01 報酬	5,171	1 緊急雇用創出臨時特別対策費 83,000	
								11 需用費	687		
								12 役務費	100		
								13 委託料	74,400		
								14 使用料及び 賃借料	2,642		
計	5,631,836	83,000	5,714,836			83,000					

(款) 06 農林水産業費

(項) 02 園 芸 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節 分		説 明
				特 定 財 源				区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 園芸振興費	265,512	21,500	287,012	9,000			12,500	08 報 償 費 1,300	1 園芸振興指導費 17,500	
								09 旅 費 620	6次産業化ネットワーク活動推進費補助金 3,000	
								11 需 用 費 450	事務費 14,500	
								12 役 務 費 680	2 食育推進費 4,000	
								13 委 託 料 12,750	推進費補助金 1,000	
								14 使用料及び 賃借料 1,700	事務費 3,000	
								19 負担金、補助 及び交付金 4,000		
計	659,923	21,500	681,423	9,000			12,500			

(項) 04 農 地 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 土地改良費	2,475,632	1,000	2,476,632			繰入金 1,000		13 委 託 料	1,000	1 県単独土地改良事業費 1,000
計	8,167,614	1,000	8,168,614			1,000				

(項) 05 林 業 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 林業振興費 指 導 費	3,098,247	4,113	3,102,360	4,113				19 負担金、補助 及び交付金	4,113	1 森林計画編成事業費（国補対象） 持続的森林経営確立総合対策実践費補助金 4,113
計	16,076,025	4,113	16,080,138	4,113						

(項) 06 水産業費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地方債	その他				
02 水産業費	217,985	13,000	230,985				13,000	19 負担金、補助 及び交付金	13,000	1 漁業漁村活性化推進費 漁船船底清掃支援費補助金 13,000
08 漁港建設費	792,923	10,000	802,923			繰入金 10,000		13 委託料	10,000	1 県単独漁港漁場整備事業費 10,000
計	1,871,016	23,000	1,894,016			10,000	13,000			

(款) 07 商 工 費

(項) 03 観 光 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
01 観 光 費	1,085,648	1,260	1,086,908				1,260	13 委 託 料	1,260	1 観光交流推進費 1,260
計	1,085,648	1,260	1,086,908				1,260			

(款) 08 土 木 費

(項) 03 河川海岸費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 河川改良費	4,734,723	40,000	4,774,723			繰入金 40,000		11 需 用 費 1,200	1 河川特殊改良事業費 40,000	
								13 委 託 料 38,800		
計	9,842,451	40,000	9,882,451			40,000				

(項) 04 港 湾 費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 港湾建設費	1,553,873	10,000	1,563,873			繰入金 10,000		11 需 用 費 300	1 県単独港湾整備事業費 10,000	
								13 委 託 料 9,700		
計	3,089,018	10,000	3,099,018			10,000				

(項) 06 住 宅 費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国支出金	地 方 債	そ の 他				
02 住宅建設費	865,666	7,350	873,016			繰入金 7,350		13 委託料	7,350	1 木造住宅振興費 7,350
計	1,277,161	7,350	1,284,511			7,350				

(款) 10 教 育 費

(項) 01 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国支出金	地 方 債	そ の 他					
04 教育指導費	452,513	4,800	457,313			繰入金 4,800		08 報 償 費	413	1 学校教育振興費 2 特別支援教育振興費	2,800 2,000
								09 旅 費	260		
								11 需 用 費	2,543		
								13 委 託 料	1,200		
								14 使用料及び 賃借料	200		
								18 備品購入費	184		
計	11,157,910	4,800	11,162,710			4,800					

(項) 06 社会教育費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
01 社会教育費 総務費	120,280	2,040	122,320	2,040				08 報償費	225	1 青少年教育費 2,040	
								09 旅費	73		
								11 需用費	730		
								12 役務費	100		
								13 委託料	880		
								14 使用料及び 賃借料	32		
計	2,249,548	2,040	2,251,588	2,040							

(項) 07 保健体育費

目	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区	分		金額
				国支出金	地方債	その他					
01 保健体育費 総務費	270,728	2,200	272,928			繰入金 2,200		09 旅 費	249	1 給食管理指導費 2,200	
								11 需用費	1,914		
								12 役務費	37		
02 体育振興費	573,600	4,978	578,578	4,978				08 報 償 費	1,608	1 県民総体育推進費 4,978	
								09 旅 費	935		
								11 需用費	1,547		
								12 役務費	21		
								14 使用料及び 賃借料	867		
計	844,328	7,178	851,506	4,978		2,200					

補正予算（第1号）債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（当該年度提出に係る分）

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			一般財源	
		期 間	金 額	期 間	金 額	国支出金	地 方 債	そ の 他		
医療施設耐震化整備事業に係る補助金 交付指令 (平成25年度事業分)	千円 334,000		千円		千円	自 平成26年度 至 平成27年度	334,000			千円 334,000
地域医療再生計画事業に係る補助金交 付指令 (平成25年度事業分)	千円 650,000					自 平成26年度 至 平成27年度	650,000			千円 650,000

